

令和4年度決算ベース 消費税引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

地方消費税(国・地方)は2014年4月1日より5%から8%に2019年10月1日より8%から10%に引き上げられ、地方消費税収は、地方税法の規定により、全て社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

当村の令和4年度決算における社会保障関連経費への充当状況については、以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 51,442 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 684,360 千円

単位:千円

区分	事業	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	うち地方消費税交付金 (社会保険財源化分)
			国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	社会福祉事業	152,395	33,671		1,440	117,284	14,943
	障害福祉事業	90,970	66,592			24,378	3,106
	高齢者福祉事業	41,211	311		5,604	35,296	4,497
	児童福祉事業	120,556	56,073		8,846	55,637	7,089
	小計	405,132	156,647	0	15,890	232,595	29,635
社会保険	国民健康保険事業	24,338	9,736			14,602	1,860
	後期高齢者医療事業	55,336	8,644			46,692	5,949
	介護保険事業	127,345	43,937		1,230	82,178	10,470
	小計	207,019	62,317	0	1,230	143,472	18,279
保健衛生	成人保険事業	15,812	506		2,465	12,841	1,636
	母子保健事業	7,993	2,330			5,663	722
	疾病予防対策事業	46,956	39,197		18	7,741	986
	医療提供体制確保事業	1,448				1,448	184
	小計	72,209	42,033	0	2,483	27,693	3,528
合計	684,360	260,997	0	19,603	403,760	51,442	

※ 地方消費税交付金(社会保障費財源化分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。